

## 要望書

厚生年金基金資産の運用に関する諸規制の緩和・撤廃については、当連合会としてかねて要望をかさねてきたところでありますが、平成二年度よりいわゆる運用拡大の途が開かれる等、その一部については実現をみたところであります。

もとより、老後保障の重要な一翼を担う基金の資産運用は、安全性に十分留意することは当然であります。将来にわたる年金給付財源を確保するためには、併せて収益性を確保していくことが極めて重要であります。このような観点に立つと、基金の効率的な運用を阻害している現行の様々な一律的規制は早急に緩和・撤廃すべきであります。

また、収益性と安全性の同時確保は、いわゆるリスク管理を基金全体で行うとともに、運用関係者が忠実にその職務を果たしてはじめて達成できるものであることから、このための体制整備も併せて進めていくべきであります。

これらのことは、自己責任を重視し、経済的規制は原則自由化する政府の規制緩和の方針とも合致するものであります。

基金制度が発足して四半世紀になりますが、大多数の基金が成熟期に入る二十一世紀初頭までの向こう十余年が収益確保のために極めて貴重な期間であることから、当面早急に講ずべき措置として、次のとおり運用規制の緩和・撤廃を強く要望するものであります。

### 一、運用機関毎の運用規制は撤廃すること。

基金のリスク管理は基金毎に行うべきである。これに反して、運用機関毎の規制は、基金毎の成熟度等の個別事情は反映できず、基金における運用の自主性を阻害している。

また、一律の規制が運用機関の運用技法の向上等を阻害し、基金は特化型運用を利用できない等の不利益を被っている。

このような弊害を有する運用機関毎の規制については、早急な撤廃を図られたい。

### 二、運用拡大の要件を緩和すること。

いわゆるオールドマネーとニューマネーの区分撤廃については、本年六月の日米合意により、次期年金法改正で手当てすることとされているが、ニューマネーの投入を総資産の三分の一以内とする現行の法規制にはもともと合理的な理由はないと考える。既に三分の一に達したため支障を生じている基金も出はじめていることから、できるかぎり早期に見直す必要があり、少なくとも政令事項化し機動的に対処できるようにされたい。

また、運用拡大は、設立後八年を経過した基金に限定されているが、基金の選択の幅を

広げるべく所要の緩和措置を図られたい。

三、運用体制の基盤整備を進めること。

基金毎の運用規制は、経過的には原則受け入れざるを得ないが、基金のリスク管理は少なくとも資産全体について時価ベースで行うべく法令上手当てするとともに、リスク管理能力、リスク許容度の高い基金については、適用除外の特例措置を設けられたい。

また、運用関係者の受託者責任の徹底を図るため、現行の基金の常務理事の忠実義務規定等にとどまらず、運用機関についても忠実義務、リスク管理、報告開示等について法規定を整備するとともに、基金の意思決定に必要な相談・情報サービスを外部機関から受けやすくするような基盤整備についてもご配慮願いたい。

平成五年十二月三日

厚生年金基金連合会

理事長 吉原健二

厚生省年金局長

山口 剛彦 殿